

# 三原市ホームページ広告掲載取扱要領

制定 平成 20 年 3 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三原市広告掲載取扱要綱（平成 20 年三原市要綱第 4 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 2 項に規定する市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の募集及び掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第 2 条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル，横 148 ピクセル
- (2) 形式 G I F（アニメーション可），J P E G 又は P N G。ただし，アニメーション G I F 等動きのあるものを使用する場合には，閲覧者の視覚に過度の負担が掛からないものとする。
- (3) 容量 5 キロバイト以下

## 2 広告の掲載位置

広告を掲載する位置は，市ホームページのトップページ下段とする。

(広告の表現)

第 3 条 市ホームページに広告を掲載するに当たっては，その広告表現について，要綱に定めるもののほか，ページデザイン及びユーザビリティを保持するため，次に定める事項を遵守しなければならない。

### (1) 禁止する表現

次の表現を含む広告は，閲覧者の意思に反した動きをしたり，閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため，使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

もの)

(2) G I Fアニメーションの使用

G I Fアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用することができない。

イ 広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。

(3) 市ホームページとの区別化

閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が三原市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(5) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適切な言葉と文字を用いること

イ 市ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと

ウ 市ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、市ホームページその他の市の広報媒体を利用して行う。

2 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときは、随時、前項に規定する方法により募集する。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額1万円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告の掲載に係る優先順位)

第7条 申込者数が第2条第3項に規定する枠数を超える場合は、次に掲げる順位で掲載する広告を決定する。この場合において、同一の掲載順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することとする。

(1) 第1順位 国、他の地方公共団体及びこれらに類するもの

(2) 第2順位 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

(3) 第3順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するもの

(5) 第5順位 前2号に掲げるもの以外の私企業、自営業者等

2 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申込順とする。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第8条 申込者は、三原市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を市長が定める期日までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、掲載の可否について、要綱第9条に規定する三原市広告審査会により審査を行うものとする。ただし、軽微なものを除く。

4 市長は、申込者に対し、前項の規定による審査の結果を、三原市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は三原市ホームページ広告不掲載決定通知書(様式第3号)により速やかに通知しなければならない。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 前条第4項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに三原市ホームページ広告掲載承諾書(様式第4号。以下「承諾書」という。)を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(広告の掲載)

第12条 市長は、第10条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、承諾書及び前条の規定により提出のあった広告原稿(画像データ)が適当であると認めるときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

2 市長は、承諾書及び広告原稿(画像データ)の提出があったときは、その内容及びリンク先について、三原市ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、要綱第4条各号に該当するものでないこと、法令、要綱及びこの要領に違反していないことその他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めるときは、広告主に対し広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、要綱第8条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定された期日までに広告主が承諾書若しくは広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき。

(3) リンク先のページの内容が要綱第8条の規定に該当したとき。

(4) その他市ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告内容等の変更)

第14条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンク先を変更することが

できる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、市長に対し、三原市ホームページ掲載広告等変更申込書（様式第5号）を提出し、承認を得るものとする。
- 3 前項の規定による承認は、三原市ホームページ掲載広告変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（広告掲載の中止の申出等）

第15条 広告主は、市ホームページへの広告の掲載を中止する場合は、掲載を中止しようとする日の前月の10日までに、市長に対し、三原市ホームページ広告掲載中止申出書（様式第7号）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により広告掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料から広告を掲載した月から中止した日の属する月までの広告掲載料を差し引いた額を当該広告主に対して返還するものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

（広告掲載料の返還）

第16条 市長は、広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 市長は、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、連続して24時間以上にわたり広告を掲載することができなかつたときは、掲載できなかつた期間に応じ、既納の広告掲載料を返還する。
- 3 前項の場合において広告を掲載できなかつた期間が1箇月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責務）

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、

第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第4項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告の掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第18条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月4日から施行する。

附 則（平成21年2月23日制定）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月16日制定）

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

三原市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

三原市長 様

（申込者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

（担当者）

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

三原市ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、三原市広告掲載取扱要綱及び三原市ホームページ広告掲載取扱要領の内容を遵守するとともに、私の市税納付状況について三原市が市税納付状況調査を行うことについて同意します。

記

1 リンク先ホームページの内容

（1）内容

（2）URL

2 広告の内容

（1）掲載希望枠数

枠

（2）掲載希望期間（掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること。）

年 月 ～ 年 月

（3）広告原稿（画像データ）の内容（広告の内容案を下記に記入。別紙でも可。）

様式第2号（第8条関係）

三原市ホームページ広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

三原市長

年 月 日付けで掲載の申込みのありました\_\_\_\_\_様の広告については、審査の結果、三原市ホームページに下記のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。

下記の広告掲載料を別添納入通知書により納付し、領収書の写しと三原市ホームページ広告掲載承諾書及び掲載する広告原稿（画像データ）を、年 月 日（ ）までに秘書広報課に提出してください。

なお、期限までに広告掲載料の納付及び承諾書、広告原稿の提出がない場合は、掲載の決定を取り消すことがあります。

記

1 掲載する広告

(1) 掲載枠数 枠（枠番号： 番）

(2) 掲載期間

年 月 日 ～ 年 月 日（ 箇月間）

(3) 広告の内容

(ア) 内容

(イ) リンク先アドレス <http://>\_\_\_\_\_

2 広告掲載料

\_\_\_\_\_円

納入期限： 年 月 日（ ）

別添納入通知書により納入ください。

3 承諾書及び広告原稿（画像データ）等提出期限

年 月 日（ ）まで

4 承認条件

本通知により決定を受けた三原市ホームページへの広告掲載については他者へ譲渡しないこと。



様式第3号（第8条関係）

三原市ホームページ広告不掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

三原市長

年 月 日付けで掲載の申込みのありました\_\_\_\_\_様の広告  
については、審査の結果、掲載できないこととなりましたので、通知します。

記

不掲載とする理由

三原市ホームページ広告掲載承諾書

年 月 日

三原市長 様

(広告主)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

年 月 日付け第 号決定通知及び承認条件のとおり下記の内容で三原市ホームページに広告を掲載されることを承諾します。

三原市広告掲載取扱要綱、三原市ホームページ広告掲載取扱要領及び各種法令に違反した場合又は違反することとなった場合において、催告なく広告の掲載を取り消されることを了承します。また、その際、既納の広告掲載料が返還されないことについても了承します。

記

1 掲載する広告

(1) 掲載枠数 \_\_\_\_\_ 枠 (枠番号： \_\_\_\_\_ 番)

(2) 掲載期間

年 月 日 ~ 年 月 日 ( \_\_\_\_\_ カ月間)

(3) 広告の内容

(ア) 内容

(イ) リンク先アドレス <http://> \_\_\_\_\_

2 広告掲載料

\_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第14条関係）

三原市ホームページ掲載広告等変更申込書

年 月 日

三原市長 様

(申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

三原市ホームページに掲載している広告を下記のとおり変更したいので、申し込みます。  
記

1 変更内容

区分	画像	リンク先のアドレス
現行		
変更後		

2 掲載開始希望日

年 月 日から

様式第6号（第14条関係）

三原市ホームページ掲載広告変更承認通知書

年 月 日

様

三原市長

年 月 日付けで変更の申込みのありました\_\_\_\_\_様の広告  
については、審査の結果、下記のとおり変更を承認しますので、通知します。

掲載する広告原稿（画像データ）を、年 月 日（ ）までに秘書広報課に  
提出してください。

記

1 掲載広告

(1) 掲載枠数 枠 (枠番号: 番)

(2) 変更分掲載開始期日

年 月 日 ( ) から

(3) 広告の内容

(ア) 内容

(イ) リンク先アドレス http://\_\_\_\_\_

2 広告原稿（画像データ）等提出期限

年 月 日 ( ) まで

様式第7号（第15条関係）

三原市ホームページ広告掲載中止申出書

年 月 日

三原市長 様

(申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

三原市ホームページに掲載している広告の掲載を中止したいので、下記のとおり申し出ます。

なお、広告掲載料については、三原市ホームページ広告掲載取扱要領の定めるところにより処理されることを承諾します。

記

1 掲載している広告

(1) 掲載枠数 \_\_\_\_\_ 枠 (枠番号： \_\_\_\_\_ 番)

(2) 掲載期間

\_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( \_\_\_\_\_ 箇月間)

(3) 掲載中止希望日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

2 既納の広告掲載料

\_\_\_\_\_ 円

3 中止する理由